

広島県労働委員会委員に欠員が生じたため、補欠の委員候補者の推薦を求める。  
なお、推薦手続は、次のとおりとする。

令和八年二月五日

広島県知事 横田美香

一 補欠の委員の数

使用者委員 · · · 一人

二 推薦者の資格

広島県の区域内のみに組織があり、労働問題を取り扱うことを主要な目的又は業務の主  
要な部分としている使用者団体

三 被推薦者の資格

被推薦者は、次に該当しない者とする。

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるま  
での者

四 推薦期間

令和八年二月五日から令和八年二月十七日まで

五 推薦の方法

別記様式による推薦書及び被推薦者の履歴書を推薦期間内に広島県商工労働局雇用労働  
政策課（〒七三〇一八五一 広島市中区基町一〇番五二号）へ提出すること。

**様式**

広島県労働委員会使用者委員（補欠委員）候補者推薦書

・・年 月 日

広 島 県 知 事 様

主たる事務所の所在地

団 体 名

代 表 者 名

(印)

労働組合法施行令第21条第1項の規定によって、広島県労働委員会の使用者委員（補欠委員）候補者として、次の者を推薦します。

(ふりがな) 名 前	生年月日	所属会社などの所在地、 名称及び候補者の役職名	現 住 所	賞 罚 等

注 候補者の履歴書を添付すること。